

犯罪被害者等基本計画の記載

1. 基本的検討事項

- (1) 社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿
 犯罪被害者等に対する経済的支援の理論的根拠と理念及び既存制度との整理
 犯罪被害者等に対する新たな経済的支援制度の検討（対象・範囲・支援水準・支援方法）
 医療費等（医療費、カウンセリング費用、介護費用）の無料化
- (2) 犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方
 国による損害賠償請求費用（弁護士費用、刑事記録の謄写の費用、印紙代等）の補償等
- (3) 犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスの在り方
- (4) 財源

- 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施（第1、2、(3)）
 犯罪被害者等に対する経済的支援制度を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方に関する検討を含め、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。〔内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省〕
- 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施（第2、1、(7)）
 イ 犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、特に犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスの在り方について十分に検討する。〔内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省〕

犯罪被害者等基本計画の記載

2. 併せて検討する事項

- (1) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非
- (2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非
 国による損害賠償請求費用（弁護士費用、刑事記録の謄写の費用、印紙代等）の補償
- (3) 児童虐待、配偶者等からの暴力、人身取引以外の犯罪等による被害者等に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設
 犯罪被害者ごとにその特殊性に応じた専門的な保護施設の設置及び医学的・心理的な援助、物的援助、法的援助、雇用・教育・訓練の機会の提供等その他必要な援助の実施
- (4) 犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保
- (5) 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施策に関する検討
- (6) 公的弁護人制度の導入の是非

- 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討（第1、1、(2)）
 損害賠償債務の国による立替払及び求償等については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会（第1、2、(3)参照）において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。〔内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省〕
- 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討（第1、1、(3)）
 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非について、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会（第1、2、(3)参照）において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。〔内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省〕
- 被害直後及び中期的な居住場所の確保（第1、3、(2)）
 オ 児童虐待、配偶者等からの暴力（DV）、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。〔内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省〕（再掲：第2、2、(4)）
 カ 犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保について、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。〔内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省〕
- 公的弁護人制度の導入の是非に関する検討（第3、1、(10)）
 公的弁護人制度の導入については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。〔内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省〕

経済的支援に関する検討会に係る 犯罪被害者等からの意見・要望等について

1. 基本施策に係る意見・要望

(基本施策の基礎となる犯罪被害者等の要望及びその詳細)

[犯罪被害者給付金制度における給付金額の増加、給付対象の拡大、年金方式による支給等制度の充実]

- ・ 現行の重傷病給付金制度は、入院期間が短くなってきている現状に適應していない。
- ・ 現行の重傷病給付金制度の対象期間を延長
- ・ 強姦の被害者の診療費及び中絶費用を給付金の対象にしてほしい。
- ・ 加齢と共に経済的に困窮する被害者も多いので、年金方式の給付金を検討すべき。
- ・ やはり一時金だけの支給というのは生活に影響するものであると思うので改善してほしい。
- ・ 少なくとも自賠責の場合と同じ程度の給付金を受けられるようにすべき。
- ・ 被害者が家計の大黒柱である場合は、給付金、残された子息のための育英資金などの助成を充実させること。
- ・ 犯罪被害者給付金が迅速に支給されていないのではないかな。
- ・ 労災とは別に、犯罪被害者給付金を支給すべきではないかな。

[罰金を財源とした犯罪被害者等補償制度]

[医療費、介護費、遺体搬送費、葬儀費用及び通院のための交通費等の補償制度の創設]

- ・ 医療費、葬儀費用の国費支給
- ・ 医療費や介護費、バリアフリー化のための住宅改造費、車いす等の特別の支出については、実費を補償
- ・ 死亡、長期療養、後遺障害のある被害者に対しては、自動車損害賠償責任保険の政府事業の金額程度の一時金を支給し、更に被害が甚大で、継続して生活を保障する必要のある被害者に対しては、年金による補償制度を創設
- ・ 遺族年金というような形で毎月支給されれば、とても頼りになる。
- ・ 国による被害（遺体の搬送費用、葬儀費用、医療費、交通費等）補償
- ・ 司法解剖後の遺体引き取り費用、家宅捜査のための自宅の立ち入りを禁止された家族、親族のホテル宿泊料を犯罪被害者に負担させるべきではないのではないかな。
- ・ 医療保険が適用される範囲が狭いのではないかな（往路のタクシー代は出るが、復路のタクシー代は出ない等）。
- ・ （生活場所や）生活費に困窮している犯罪被害者への支援が必要ではないかな。

[医療費の無料化]

(国民からの意見募集により寄せられた意見及びその詳細)

[現行犯罪被害給付制度の運用改善]

[犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大]

- ・ 給付金の財源について、没収金や追徴金を基金として、被害者全体へ給付するという制度を検討すべき。
- ・ 海外で犯罪被害に遭った被害者等も海外援護統計から見ると年々増加傾向にあり、こういった被害者等が全て支給対象から外れていることに疑問を感じる。支給範囲が拡大されるべき。
- ・ 犯罪被害給付制度の改正や運用の改善によるのではなく、新たに犯罪被害補償制度を制定し、犯罪被害者等に補償を受ける権利があることを明示した上で、補償請求手続の簡易迅速化、補償の項目や支給額の改善を図るべきである。
- ・ 犯罪被害給付制度の給付金に上限を設けないでほしい。
- ・ 犯罪の増長になると考えられることから、給付金には上限を設ける必要がある（上限は500万円が妥当）。
- ・ 治療費や療養費に係る給付金については、早急に支給してほしい。
- ・ 犯罪被害給付金の請求期限の延長と、過去に請求することが出来なかった被害者についても支給対象として認めてほしい。
- ・ 犯罪被害給付制度の申請期限の廃止と制度の周知徹底
- ・ 犯罪被害給付制度と民事訴訟等との切り離し

[性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減]

- ・ 緊急避妊の経費については、産婦人科医からの申し出に基づき支給対象とすることを検討すべきである。

[経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施]

- ・ 人身取引被害者については、医療費・カウンセリング費・滞在場所・滞在費用・日常生活費等の支援も含めた特別法を制定すべき。
- ・ 海外における犯罪事件の場合、事件発生直後の捜索・身元確認のための渡航費用、通訳の費用、遺体の搬送費用及び公判のための出廷費用等は刑事事件の捜査に関わるものとして、公費によって支出されてしかるべき。また、これらの費用を地方の公費負担とできるように法的根拠を条例等で明文化すべき。
- ・ 国税や地方税の還付等も検討されるべき。
- ・ 国による新たな犯罪被害者補償制度の創設（弁護士費用や治療費（緊急避妊等の経費を含む。）カウンセリング費用等の補償）
- ・ 自宅が事件現場の場合、現場処理と修復費用の補償（指紋検査薬除去等の清掃及び費用、場合によっては改装費用）
- ・ 自宅が事件現場となり、犯罪が原因で地価が下落した場合は、下落分に関しても補填してほしい。
- ・ 介助のための自宅改築に際して、国有地等を優先的に購入できるような支援がほしい。

- ・ 補償制度の新設については、加害者負担を原則に慎重に議論されたい。国が肩代わりする場合は、上限を設けるべきである。
- ・ 地方自治体において、貸付等を実施することで、犯罪被害給付制度の支給対象よりも範囲を拡大すべき。
- ・ 重度の脳障害を受けた者、一家の働き頭を失い生活に困っている者の補償を特例で設ける必要がある。
- ・ 交通被害者に対し、社会保険制度の中に「第三者障害補償保険（仮称）」を新設した、無過失補償制度の創設

[自賠責保険請求期間の延長]

- ・ 自賠責保険の請求期間（時効）の延長（主に遺族にとっては、悲しみから立ち上がるのに時間がかかり、当会員でも時効になってしまう者が毎年いる。さらに2年ほどの期間延長を実現してほしい。

（基本計画検討会の議論において検討すべきとされた意見・要望）

- ・ 罰金を財源とするものに限定せず、広く犯罪被害者等に対する国の補償制度の創設
- ・ 犯給法について、仮に時効期間をおくとしても、補償請求できることを知った日から10年の時効期間に改めるべき。
- ・ 補償制度の抜本的見直しに伴い、認定機関及び不服申立機関についても独立に設けるべき。
- ・ 給付金の財源について、没収金や追徴金を基金として、被害者全体へ給付するという制度を検討すべき。
- ・ 海外で犯罪被害に遭った被害者等も海外援護統計から見ると年々増加傾向にあり、こういった被害者等が全て支給対象から外れていることに疑問を感じる。支給範囲が拡大されるべき。
- ・ 人身取引被害者については、医療費・カウンセリング費・滞在場所・滞在費用・日常生活費等の支援や帰国後の支援も含めた特別法を制定すべき。
- ・ 海外における犯罪の場合、事件発生直後の搜索・身元確認のための渡航費用、通訳の費用、遺体の搬送費用及び公判のための出廷費用等は刑事事件の捜査に関わるものとして、公費によって支出されてしかるべき。また、これらの費用を地方の公費負担とできるように法的根拠を条例等で明文化すべき。
- ・ 国税や地方税の還付等も検討されるべき。
- ・ 介助のための自宅改築に際して、国有地等を優先的に購入できるような支援がほしい。
- ・ 国による新たな犯罪被害者補償制度（弁護士費用の補償）を創設してほしい。
- ・ 被害者が休職している間の給与を国が負担するとか、会社に補助金を支給するなどの施策が必要。
- ・ 原爆被災者のように、地下鉄サリン事件被害者にも「被害者手帳」を交付してほしい。
- ・ 例えば生活支援サービスを利用したときに、だれが負担してどういうレベルまで

経済的支援を行うかということの検討。

- ・ 既存の施策に充当されている予算をさらに超えた、新しい犯罪被害者等の方々への支援のための必要な財源に関する検討。
- ・ 損害賠償請求の際に係る種々の出費（印紙代、記録謄写費用、弁護士費用等）の補償等

2. 併せて検討することとされている事項 に係る意見・要望

（併せて検討することとされている事項 の基礎となる犯罪被害者等の要望及びその詳細）

〔損害賠償債務の国による立替払及び求償等〕

- ・ 国が加害者に対する損害賠償金を立て替えて被害者に支払、加害者に対して求償するシステムにすべき。
- ・ 損害賠償命令やその他の損害賠償は、国が被害者に立て替え払いをしたあと、加害者から取り立てる制度を導入してほしい。
- ・ 被害者への賠償不履行については、一般民事における債権回収とは別に法規定を整備し、国から租税課税と同等以上の強制力をもって加害者に対する求償を行うようにする。
- ・ オウムの破産債権は、まだ20億ある。国が取得すれば、その債権を行使し続けることにより、オウム集団への監視を実効的にできる。
- ・ 国が被害者から求めがあるときは、国がその正当を認定して被害者に補償し、国が加害者に賠償請求権を行使すべきである（オウム事件のように国のかわりに、命を失い、障害を負った場合等）。

（国民からの意見募集により寄せられた意見及びその詳細）

- ・ 損害賠償債務の国の立替え払いや加害者に対して支払を強制出来るような制度は必要不可欠であり、期限を明示して結論を出してほしい。
- ・ オウムの資産の配当金が早期に100%支給されるよう、国に肩代わりしてほしい。
- ・ 犯罪被害者に対する犯罪被害補償制度を制定し、その中で調整することにより解決すべき。

3. 併せて検討することとされている事項 に係る意見・要望

（併せて検討することとされている事項 の基礎となる犯罪被害者等の要望）

〔公費による弁護士選任〕

〔国による損害賠償請求費用（弁護士費用、刑事記録の謄写の費用、印紙代等）の補償等〕

（国民からの意見募集により寄せられた意見の詳細）

- ・ 事件発生直後から弁護士を依頼できるように、被害者にも国選弁護人を付けてほしい。
- ・ 公費による被害者支援弁護士制度及び国による損害賠償費用の補償制度については、積極的に導入する方向で検討すべき。
- ・ 加害者の人権を擁護してきた弁護士に被害者支援ができるのか。公費による弁護士選任には反対。
- ・ 被害者支援に長けた弁護士がいるのか疑問。附帯私訴が導入されるなら、検察官の人材を確保してほしい。
- ・ 多くの被害者や遺族は弁護士に依頼しており、その費用はバラバラである。弁護士が介在したときは、その費用を依頼者にするのではなく、弁護士会や司法支援センターを通じて国に請求するようにしてほしい。

(基本計画検討会の議論において検討すべきとされた意見・要望)

- ・ 国の費用で弁護士を選任することができる公的被害者弁護人制度の創設、突然被害にあった被害者や遺族に対して、公設基金費用による24時間付き添い、相談に乗ってくれるサービスが必要。
- ・ 未成年の「家庭内被害者」のためのアドヴォケーター制度を導入してほしい。
- ・ 事件発生直後から弁護士を依頼できるように、被害者にも国選弁護人をつけてほしい。
- ・ 公費による支援弁護士制度は、積極的に導入する方向で検討すべき。
- ・ 弁護士が介在したときは、その費用を依頼者に請求するのではなく、弁護士会や司法支援センターを通じて国に請求するようにしてほしい。
- ・ 法廷への付添や法律相談の無料サービスを実施してほしい。
- ・ 刑事訴訟法第229条の2で規定された、取調べ請求する証人の供述調書を閲覧させる場合において証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度の運用においては、検察官の意識の向上とともに、何よりも被害者が自らサポートしてくれる弁護士を選任することを公的に援助する制度を作り、その弁護士などから検察官への働きかけにより、制度の利用が促進されることになるのでこの点からも公的弁護士支援制度の創設には前向きに取り組むべき。
- ・ 加害者の人権を擁護してきた弁護士に被害者支援ができるのか。公費による弁護士選任には反対。

4. 併せて検討することとされている事項 に係る意見・要望

(併せて検討することとされている事項 の基礎となる犯罪被害者等の要望)

[犯罪被害者等が被害直後に緊急入所してとりあえずの衣食住の確保や介護が受けられる場所及び生活の建て直しを図るための中期的(3年から5年程度)な居住環境の整備]

(国民からの意見募集により寄せられた意見及びその詳細)

[被害直後及び中期的な居住場所の確保]

- ・ 児童相談所や婦人相談所は施設間で環境が違っており、一定の基準を設けてほしい。また、一時保護の現状に関する調査と必要な施策の実施の対象として、民間シェルターも加えてほしい。
- ・ 婦人相談所の2週間の保護期間が短すぎる。民間ボランティアも含めた、保健師や生活福祉相談員、児童家庭相談員等の定期的な訪問によるケア（日常生活支援）つきステップハウスの拡充が必要。
- ・ 婦人相談所の入所に際して、手続によっては入所にお金を必要とする場合がある。このような現状を解消すべき。
- ・ 婦人相談所の一時保護施設の拡充を図るとともに、母子同伴保護施設を整備すべき。
- ・ 犯罪により家計や家庭が破綻した犯罪被害者を収容できる施設の整備
- ・ 犯罪被害ごとにその特殊性に応じた専門的な保護施設を設置し、医学的・心理的な援助、物的援助、法的援助、雇用・教育・訓練の機会の提供等その他必要な援助を行なうべき。
- ・ 配偶者等からの暴力（DV）被害者以外の犯罪被害者や人身取引被害者の被害直後の居住場所として、「婦人相談所の一時保護」を利用することは適切でなく、犯罪被害者を専門的に一時保護する施設を新設すべきである。

[被害者家族の宿泊に関する配慮]

- ・ 被害者家族の宿泊について、病院の空き部屋を用意する、もしくは、近隣の宿泊先を紹介する等の配慮の必要性の周知
- ・ 被害者世帯の居住の安定については、支援員のサポートも同時提供できる状態で、公営住宅の確保やホテル・旅館・病院などとの契約確保も検討するべき。

（基本計画検討会の議論において検討すべきとされた意見・要望）

- ・ 犯罪被害者ごとにその特殊性に応じた専門的な保護施設を設置し、医学的・心理的な援助、物的援助、法的援助、雇用・教育・訓練の機会の提供等その他必要な援助を行うべき。
- ・ 被害者世帯の居住の安定については、支援員のサポートも同時提供できる状態で、公営住宅の確保やホテル・旅館・病院などとの契約確保も検討するべき。
- ・ 配偶者等からの暴力（DV）被害者以外の犯罪被害者や人身取引被害者の被害直後の居住場所として、「婦人相談所の一時保護」を利用することは適切ではなく、犯罪被害者を専門的に一時保護する施設を新設すべきである。
- ・ 加害者が逮捕されるまでの危険回避について、民間シェルターも考慮に入れてほしい。

5. 併せて検討することとされている事項 に係る意見・要望

（併せて検討することとされている事項 の基礎となる犯罪被害者等の要望及びその詳細）

[後遺障害に関する医療・福祉サービスの充実]

- ・ 後遺障害に対する支援制度の確立
- ・ 重い後遺障害を有する犯罪被害者に対する医療・介護サービスを充実させる必要があるのではないか。
- ・ 後遺障害児に対する救護施設等に整備や訪問サービス等の実施

(国民からの意見募集により寄せられた意見及びその詳細)

[高次脳機能障害者への支援の充実]

- ・ 脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定し、治療と生活保障を万全にしてほしい。高次脳機能障害者の作業所や、高次納期脳障害者支援センター・グループホーム等の設立及び運営への支援を拡大してほしい。また、治療法等の研究推進体制を構築してほしい。

[長期療養を必要とする犯罪被害者等のための施策の検討及び実施]

- ・ 寝たきりの被害者に対する専用の施設の整備
- ・ 交通事故の被害者が症状固定の強要などされず、正確な（後遺症）診断に基づく適正な医療が受けられるように、行政指導が徹底される制度改善を進めてほしい（現状では、医療機関に外部からの不当な圧力などがあり、正確な検査や診断がされず症状固定が強要されたりして、完治まで十分な医療が受けられないという事例が相次いでいる。）。

・併せて検討することとされている事項に係る意見・要望

(併せて検討することとされている事項 の基礎となる犯罪被害者等の要望及びその詳細)

[公的弁護士制度の導入]

- ・ 国の費用で弁護士を選任することができる公的被害者弁護士制度の創設
- ・ 被害者（遺族）にも国選弁護士を付けられるようにする。
- ・ 突然被害にあった被害者や遺族に対して、公設基金費用による弁護士が24時間付添、相談に乗ってくれるサービスが必要
- ・ 犯罪被害者支援弁護士制度を創設してほしい。
- ・ 被害者に国選の代理人を付けてほしい。

(国民からの意見募集により寄せられた意見及びその詳細)

[公費による弁護士選任の是非に関する検討]

- ・ 事件発生直後から弁護士を依頼できるように、被害者にも国選弁護士を付けてほしい。
- ・ 加害者の人権を擁護してきた弁護士に被害者支援ができるのか。公費による弁護士選任には反対。

(基本計画検討会の議論において検討すべきとされた意見・要望)

- ・ 国の費用で弁護士を選任することができる公的被害者弁護人制度の創設、突然被害にあった被害者や遺族に対して、公設基金費用による 24 時間付き添い、相談に乗ってくれるサービスが必要。
- ・ 事件発生直後から弁護士を依頼できるように、被害者にも国選弁護人をつけてほしい。

支援のための連携に関する検討会における検討事項の概要

1. 基本的検討事項

- (1) 支援ネットワークに必要な機関・団体等の把握
- (2) 相談や情報提供等のための（専用）窓口の設置
- (3) 他機関・団体等の人材・制度等の把握及び連携

〔犯罪被害者等基本計画の記載〕

- どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施（第4、1.(3)）

各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力を更に促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようにするため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し、地域における関係諸機関・団体等の連携・協力の実情の把握等必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

2. 併せて検討する事項

- (1) 犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成

コーディネーター等による支援等の内容
コーディネーター等の選任・研修内容等
他機関・団体等との連携

〔犯罪被害者等基本計画の記載〕

- 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討

（第4、1.(4)及び第4、2.(8)）

犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成の在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りと併せて検討する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

- (2) 民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修の内容並びに費用の弁償、災害補償、信頼性の確保等それらの者が行う適切な支援活動を助長する仕組み
カリキュラム（あるいは資格）
身分保証

〔犯罪被害者等基本計画の記載〕

- 民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修等の在り方についての検討（第4、3.(3)）

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体で支援活動を行う者の養成及び研修の内容並びに費用の弁償、災害補償、信頼性の確保等それらの者が行う適切な支援活動を助長する仕組みの在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援を途切れることなく受けることのできる体制作りと併せて検討する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

支援のための連携に関する検討会に係る 犯罪被害者等からの意見・要望等について

1. 基本施策に係る意見・要望

(基本施策の基礎となる犯罪被害者等の要望の詳細)

[犯罪被害者等支援窓口の一本化]

- ・ 生活費、医療費、住居費に困ったとき、それぞれ担当課が異なり、説明することが苦痛なので、相談窓口を一本化してほしい。
- ・ 被害者支援窓口の紹介（一本化した総合窓口の設置）や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底（パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配付等）
- ・ 国・地方公共団体は、省庁・関係機関間の連携・ネットワーク化を図るとともに、犯罪被害者支援体制の一元化を図り、責任の所在を明確化すべきではないか。
- ・ 被害者がどこに相談に行けばよいか迷わないよう、地方公共団体の被害者の対応窓口を一本化すべき。相談機関の人員も充実すべき。
- ・ 行政機関に犯罪被害者のための窓口を設けるべきではないか。
- ・ 被害者にとっては、刑事手続に関するものだけでなく、転居、金銭問題、雇用者等に関する問題も含めて相談できる又は相談先を教示してくれる、総合的な窓口が警察以外の機関にも必要。
- ・ 縦割り行政の弊害を排除していただきたい。子どもは自分から、問題に応じて適切な省庁に持ち込めるわけではない。窓口の一本化、全体を見ていただき、法律に関しても施策に関しても、子どもという視点からもう一度見直していただきたい。

[犯罪被害者等支援に関する情報取得の利便性向上]

- ・ 被害者支援窓口の紹介（一本化した総合窓口の設置）や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底（パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配布等）
- ・ 全国どこでも等しく必要な時に必要な支援に関する情報を取得できるようなアクセス利便性の向上
- ・ 被害者のためにどのような情報はどこで得られるのか明確になるように整備する。
- ・ 被害者同士に出会うための情報などを積極的に情報収集できない犯罪被害者にも適切に情報提供すべき。
- ・ 犯罪被害者対策室活動内容及び被害者への情報提供に関する地域的バラツキを解消する。
- ・ インターネット等で情報を得ることができる被害者とそうでない被害者の間に不公平が生じない処置をとること。
- ・ 現状の情報提供は、聞かれたら答えるというスタンスであり、今後は受身の活動にならないこと。

(国民からの意見募集により寄せられた意見の詳細)

- ・ 窓口は24時間態勢とし、時間外は担当警察署に繋がるようなシステムの整備を望む。
- ・ 被害直後すぐに相談にのってもらえる組織（弁護士、被害者の会等）を紹介してもらえる情報が必要。警察でそのような情報を提供してほしい。
- ・ 犯罪被害を受けた時に全て対応できる組織が必要。被害者専用の窓口が必要。
- ・ 聞けば答えるという姿勢ではなく、被害者が被害を受けたときに自動的に行政側から説明がなされる被害者にとって真の支援システムの確立を望む。自助グループに対しても、途切れなく制度改正や行政サービスについての情報提供を行ってほしい。
- ・ 関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべき。
- ・ どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることができる体制作りのための検討を行う際、各地域に存在する被害当事者団体、支援組織の地域の実情に即した意見を聴取し、実情調査をしてほしい。
- ・ 人材データベースの構築と運用をすべき。

(基本計画検討会の議論において検討すべきとされた意見・要望)

- ・ 政府全体の取組として犯罪被害者等への一元的な情報提供体制を構築するとともに、公共賃貸住宅への入居に関する情報についても当該体制を通じた提供を行う。
- ・ 事業主等の理解の増進については、被害者が職場の問題について相談でき、事業主へ被害者の状況を説明したり理解を求めたりする調整を行ってくれる公的相談窓口（事業主への教育指導機能も持つ）も必要。
- ・ 他機関・団体等の犯罪被害者支援のための制度等の教示・紹介
- ・ 他組織・団体等がどのようなことをやっているのかという情報を共有するシステムの構築
- ・ 被害者支援連絡協議会等の枠を超えた「立体的、網の目状」のネットワークの構築
- ・ 性犯罪被害者による情報取得の利便性の拡大
- ・ 犯罪発生直後からの情報提供・支援等の在り方
- ・ 支援ネットワーク全体における民間団体の具体的な位置付けやネットワークの中で求められる役割、警察など他の関係機関との連携の在り方
- ・ 自助グループの役割等を含めた全体の連携やネットワークの在り方
- ・ 全国どこの地域でも標準的な支援を継続的に受けられるようにする体制の構築のために既存の関係機関・団体等のほか、どのような機能、どのような法人格を持つ団体が必要か。
- ・ 早期援助団体が有するものとは別の便宜等を一定の民間団体に付与するための認定制度の必要性
- ・ 被害者等がアクセスしやすい支援や情報の窓口をコミュニティーベースで、どのように構築するか。

2. 併せて検討する事項に係る意見・要望

(併せて検討する事項の基礎となる犯罪被害者等の要望の詳細)

[犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成]

- ・ 被害現場で適切な助言・指導をしてくれる人、冷静に事務処理をしてくれる人、正確な情報を伝えてくれる人がチームを組んで支援することが是非とも必要。
- ・ 被害者は精神的に非常に落ち込むため、いろいろな人とコミュニケーションを取って支援を依頼することが不可能であるから、被害者と医療・法律などの専門職や家事支援のボランティアとをつなぐコーディネーターが必要である。
- ・ 事件直後から、生活の援助、法律的なサポート、心理・精神的サポートなどを総合的にコーディネートし、各専門職に引き継いでいくことのできる人材が必要。
- ・ 精神的虐待は、苦しくても「何が被害なのか」を警察を含む第三者に説明しにくいというジレンマがあり、説明の援助者を求めている。ストーカーの本質は何か、加害者はなぜこんなことをするのかというところを理解した人が被害者のそばにいて、そうした、弁護士や警察官以外の専任の援助者が最終的な解決まで付き添って様々な出来事を共有してくれるという安心感を得られるような支援のシステムが必要。
- ・ サポートスタッフには、本人以外の家族の方への支援や、関係機関、その後の相談機関との連携・紹介などもしてくれれば、もっといい。

[その他人材の育成等]

- ・ 被害者を支援する者のトレーニングを充実してほしい。
- ・ 犯罪被害者支援の担い手の育成及び支援のための幅広いネットワークの基盤整備などを行う。
- ・ 相談窓口の担当員に対する研修について、1回1、2時間の話を聞いてもわからないことがある。ロールプレイをして、自分が口に出してやってみて「違う、被害者だったらどういうふうに思うと思うか」という、きめ細かい研修が必要である。

(国民からの意見募集により寄せられた意見の詳細)

- ・ 一番つらい思いをしている時こそ、早めに力づけて相談にのってくれる人(弁護士や精神科医等)がほしい。
- ・ 事件後最低1年は、事務処理や被害者家族のケア等を担当してくれる人材の派遣が必要。
- ・ ケアコーディネーターの質の保証のために、一定のスコアを取ったものだけが被害者支援に関われるといった制度を確立してほしい。
- ・ ボランティアではなく国から認められた存在として支援に関わってもらった方が長期的支援が可能。
- ・ 被害者にとっては、警察、検察、裁判所への対応は心身とも負担となる。「犯罪被害者支援センター」に犯罪被害者等支援のコーディネーターを置き、総合的・継続的な支援の展開を希望する。
- ・ 犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門家チームの育成の際は、警察と一定

の距離をとりつつ、警察とも連携することのできる人材を育成することが必要。いのちの電話との連携についても重要。支援センターで受けた二次被害について、きちんと検証したり、相談できる特別委員会ないし特別相談窓口は設置しておくべき。

3. 併せて検討する事項 に係る意見・要望

(併せて検討する事項 の基礎となる要望＝国民からの意見募集により寄せられた意見の詳細)

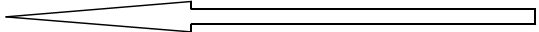
- ・ ボランティア研修に関しては、もっと体系づけた、専門的な内容にして、どこの都道府県においても同じレベルの被害者支援が受けられるようにしてほしい。
- ・ 民間団体で活躍するボランティアを養成するための統一的なカリキュラムと資格を確立してほしい。
- ・ 公的機関で支援員の人材育成をしてほしい。
- ・ 民間団体でボランティア活動をする方に対する身分の保証をしてほしい。

(基本計画検討会の議論において検討すべきとされた意見・要望)

- ・ どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援を途切れることなく受けることのできる体制に必要な民間の人材の養成

民間団体への援助に関する検討会における検討事項の概要

1. 基本的検討事項

- 
- (1) 犯罪被害者等支援における国・地方公共団体と民間団体との役割分担の基本的考え方
 - (2) 民間団体の活動実態、財政運営状況の把握
 - (3) 民間団体に対する援助の実態の把握
 - (4) 民間団体の果たすべき機能、在り方
 - (5) 被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲
 - (6) 援助の経路、財源等の在り方

2. 基本計画検討会で出た検討事項

- (1) 「犯罪被害者保護法人（仮称）」の設立
- (2) 「犯罪被害者基金（仮称）」の設立

〔犯罪被害者等基本計画の記載〕

- 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施（第 4、3 . (1)）

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源等の総合的な在り方を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省】

民間団体への援助に関する検討会に係る 犯罪被害者等からの意見・要望等について

1. 基本施策に係る意見・要望

(基本施策の基礎となる犯罪被害者等の要望の詳細)

[民間の団体に対する財政的援助の充実]

- ・ 被害形態がDV、虐待、性被害、未解決事件など、早期支援団体が不慣れな領域を支援している民間ボランティア団体に対しても継続的な経済的支援。
- ・ 自助グループへの継続的物的財政的支援。
- ・ 地方自治体による財政支援を充実させてほしい。
- ・ 市町村の負担金支出の根拠となる規定を整備してほしい。
- ・ 被害者支援を行政の取り組むべき業務として位置づけてほしい。
- ・ 支援員の研修費用への補助がほしい。
- ・ 民間支援団体へ財政的支援をしてほしい。
- ・ 民間犯罪被害者支援組織では財政基盤確立と人材確保が急務。
- ・ 被害者支援法人を法制化し、一定の条件の下に国庫から継続的に財政支援を受けて安定した財政基盤の下で支援に当たりたい。
- ・ 民間の犯罪被害者支援団体が十分な被害者支援を行えるよう経済的援助を行ってほしい。
- ・ 国から被害者の自助グループへの財政的支援。
- ・ 更生保護法人と同様、犯罪被害者支援組織も法人化(犯罪被害者保護法人)し、一定条件の下で国が継続的に財政支援を行うとともに、特定公益増進法人に指定し税法上の優遇措置が受けられるようにする必要があるのではないか。
- ・ 支援活動をしている民間団体への財政援助を考えてほしい。
- ・ 「被害者会館」の創設や被害者、遺族等が優先的に公共施設(特に土日等)をしようできる体制整備。

(国民からの意見募集により寄せられた意見の詳細)

- ・ 民間団体では、権限もネットワークも資金も不足しており、法的な裏づけもない。民間団体の活動の指針や根拠のような仕組みを示してほしい。民間団体における相談者に対するサービスを標準化させることが必要。
- ・ 各省庁からの助成が受けられやすい独立行政法人としての組織を作り、全国どの地域においても標準的な支援が、継続的に受けられる組織が必要。
- ・ 被害者支援のための財源確保に、納税者自身の意思で一定比率については、指定する団体への寄付による納税も認めるような税制改革も含めて、被害者支援のための財源確保が必要。
- ・ 民間の犯罪被害者援助団体、犯罪被害者団体・自助グループを財政的に援助し、その活動を促進するための「犯罪被害者基金(仮称)」を設立すべき。

- ・ 民間シェルターに対する公的助成（予算措置）を講ずべき。
- ・ 民間支援団体への援助が具体的にどんなものか不明。支援スタッフの熱意を支えるためには、経済的裏付けが必要。
- ・ 警察と民間支援団体との連携・協力は必要であるが、民間支援団体は警察から対等独立した存在であるべき。財政的支援その他の支援は、警察からではなく、内閣府から行うべき。
- ・ 地方自治体においても犯罪被害者支援を制度化し、民間支援団体への積極的な支援を行ってほしい。
- ・ 民間団体への財政的支援については、犯給法第23条にいう公安委員会指定の早期援助団体以外にも財政的支援を行う必要がある。
- ・ 早期援助団体の支援対象は罪種が限定されており、漏れてくる被害者が出てくる。もっと幅広い被害者への支援を行う団体を認定するための基準を設けてほしい。
- ・ 支援組織に対する財政的援助・広報に際し、警察と密接に結びついた早期援助指定団体に対する援助・広報と、警察とは一定の距離をとりつつ連携するその他の民間支援組織への援助・広報とに格差を設けないでほしい。

（基本計画検討会の議論において検討すべきとされた意見・要望）

- ・ 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体への財政的支援を行っていない省庁の人的支援に対する対応について。
- ・ どのような団体を対象とするのか、どのような事務に対して支援を行うのか、どのようなルートで財政支援を行うのか、財源をどうするのかについて（特に財源については、「経済的支援に関する検討会」との連携が必要。）
- ・ 直接支援等の活動費、専門家に払う謝金、常勤スタッフに対する経済的報償、事務所の運営費に対する国の支出が必要。